

みなくるタウン

第2期整備地区まちづくり協議会

令和4年度第1回総会

久御山町 都市整備部 新市街地整備課

令和4年6月18日（土）

次第

1 開会

2 説明・報告事項

- (1) 地権者組織の設立に向けた取組報告について
- (2) まちづくり協議会役員（役職）の構成について

3 総会成立宣言

4 協議確認事項

- (1) 事業の進め方について

5 閉会

2 説明・報告事項

(1) 地権者組織の設立に向けた取組報告について

ア 令和4年度 第1回地権者集会の開催

<開催日時>

令和4年4月23日（土）午前11：00～

（ふれあい交流館ゆうホール）

説明・報告事項

- (1) 産業立地促進ゾーン第1期整備地区の動向
- (2) 前回までの取組内容について
- (3) 地権者組織の設立に向けた取組について
- (4) 地権者組織の規約案について
- (5) 役員候補者の選定について
- (6) 当面及び今後のスケジュールについて

(1) 地権者組織の設立に向けた取組報告について

イ まちづくり協議会設立に関する書面議決

地権者各位

令和4年5月12日

久御山町長 信 貴 康 孝

新市街地（みなくるタウン）産業立地促進ゾーン第2期整備地区まちづくり協議会設立に関する書面議決について

惜春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町まちづくり事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、「産業立地促進ゾーン第2期整備地区」については、今後、土地区画整理事業の円滑な実施に向けて、地権者による検討組織であるまちづくり協議会を立ち上げ、事業化に向けた初期段階の取組を行っていくことが重要であります。

つきましては、「新市街地（みなくるタウン）産業立地促進ゾーン第2期整備地区まちづくり協議会」の設立及び規約（案）並びに役員選出に関して書面による議決（承認）を行うこととさせていただきます。

なお、設立及び規約案が承認され、役員が選出されましたら、規約第7条第3項の規定により、役員の内選で会長等を選任し、その結果は、6月に開催予定の「まちづくり協議会設立総会」においてご報告いたします。

- ※ まちづくり協議会の設立には、地権者の過半数の賛成書面が必要となります。
- ※ 同封の返送用封筒にて書面議決書をご返送いただけますようお願いいたします。

書面議決書提出期限：令和4年5月26日（木）まで

記

【新市街地（みなくるタウン）産業立地促進ゾーン第2期整備地区まちづくり協議会設立書面議決】

- 1 議決事項 第1号議案「まちづくり協議会の設立及び規約（案）について」
第2号議案「まちづくり協議会役員選出について」
 - 2 送付物 産業立地促進ゾーン第2期整備地区まちづくり協議会設立議案書
書面議決書、記載例及び返送用封筒
- ※ ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

(連絡先) 都市整備部 新市街地整備課 担当：堀井
(電話)075-631-9903/0774-45-3904
(FAX)075-631-6149
(E-MAIL) shigaichi@town.kumiyama.lg.jp

第1号議案

まちづくり協議会の設立 及び規約（案）

第2号議案

まちづくり協議会役員 の選出について

それぞれ書面による議決
を求めました。

(1) 地権者組織の設立に向けた取組報告について

ウ まちづくり協議会設立に関する書面議決結果

<書面議決結果>

第1号議案

まちづくり協議会の設立及び規約（案）

議決件数 78 件中 54 件回答

【賛成53件 反対1件】

第2号議案

まちづくり協議会役員を選出について

議決件数 78 件中 54 件回答

【賛成54件 反対0件】

協議会規約第11条第5項の規定に基づき、賛成多数により、承認

→令和4年5月27日付「まちづくり協議会」設立

(2) まちづくり協議会役員（役職）の構成について

役員（役職）の構成について

のちに設立予定の「土地区画整理組合」の役員数7名以上（法律で定まっている）を視野に役員についても7名を選定
→7名の方から会長・副会長2名・事務局長を選定

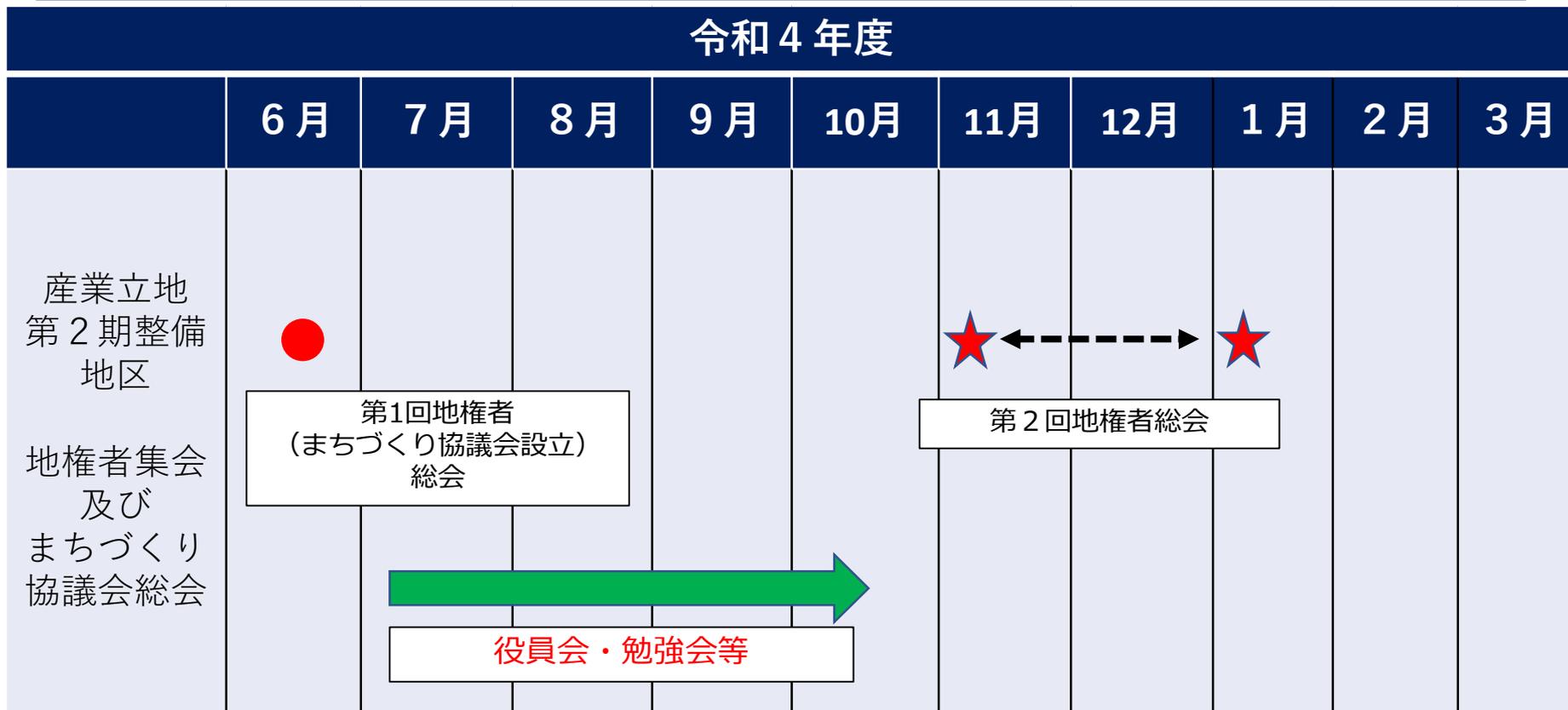
<役員（敬称略・（役職内・50音順））>

役職	氏名
会長	樋口 敏昭（ひぐち としあき）
副会長	伊藤 和之（いとう かずゆき）
副会長	神村 善正（こうむら よしまさ）
事務局長	早阪 昭夫（はやさか あきお）
役員	小坂 幹夫（こさか みきお）
役員	山田 一也（やまだ かずや）
役員	吉川 浩和（よしかわ ひろかず）

4 協議確認事項

(1) 事業の進め方について

ア 当面のスケジュール



○協議確認事項

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を進めるための手法（業務代行方式・一部代行方式・その他の方式）については、役員会・勉強会等を踏まえ検討し、地権者総会に諮る。

(1) 事業の進め方について

イ 今後（令和4年度以降）のスケジュール（案）

令和5年度～ 土地区画整理準備組合設立
（「まちづくり協議会」から準備組合へ移行）

令和6年度～ 土地区画整理組合認可申請



土地区画整理本組合設立（京都府の認可）

令和7年度以降 仮換地指定

令和9年度以降 まちびらき

※スケジュールは変更する可能性があります。

<参考> 産業立地促進ゾーン第1期整備地区の動向について

■ 産業立地促進ゾーン第1期整備地区の動向

時期	取組内容
R2.6	○新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区まちづくり協議会設立
R2.8	○第1回総会開催（まちづくり協議会設立の報告、パートナー企業の選定等）
R2.10	○事業化検討パートナーを公募
R3.2	○第2回・第3回総会開催（事業化検討パートナーに光亜興産(株)・(株)大林組を選定→覚書締結の承認）
R3.4	○事業化検討パートナーとの覚書締結
R3.8～ R4.1	○土地利用意向調査、地権者個別面談の実施 ○同調査に基づく土地利用計画イメージの作成 →地権者集会において報告
R4.1～現在	○土地利用計画案を作成し、想定される全体事業費や平均減歩率を算出 ○土地利用計画案・概算平均減歩率の提示、準備組合設立に向けた活動等の承認 ○土地区画整理準備組合設立同意取得手続
R4.6	○土地区画整理準備組合設立
R5以降 (予定)	○土地区画整理組合設立 ○仮換地指定○まちびらき

■ 産業立地促進ゾーン第2期整備地区今後の進め方

時期	取組内容
R4.5	○新市街地（みなくるタウン）第2期整備地区まちづくり協議会設立及び役員等の書面議決
R4.5	○新市街地（みなくるタウン）第2期整備地区まちづくり協議会設立
R4.6	○第1回総会開催（まちづくり協議会設立の報告、役員紹介）
今後	○土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を進めるための手法（業務代行方式・一部代行方式・その他の方式）については、役員会・勉強会等を踏まえ検討し、地権者総会に諮る。